

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部建築課 No.029

| | |
|-----------|--|
| 処 分 名 | 機械室等に関する容積率の例外許可 |
| 処 分 の 概 要 | <p>建築基準法第52条第14項により、同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分（中水道施設や地域冷暖房施設を設置した部分、バリアフリー新法に適合した建築物の特定施設の部分等）の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、容積率の限度を超えることができるというものです。</p> |
| 根拠法令等・条項 | <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第14項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和60年12月21日建設省通達住街発第114号 「中水道施設等を設置する建築物に係る建築基準法第52条第11項第1号の規定の運用について」 ・ 平成8年3月29日建設省通達住街発第33号 「中水道施設等を設置する建築物に係る建築基準法第52条第11項第1号の規定の運用について」 ・ 平成15年3月31日国土交通省通達国住街第163号 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第15条の規定の運用について」 ・ 平成16年2月27日国土交通省通達国住街第381号 「建築基準法第52条第13項第1号の規定の運用について」 |
| 審 査 基 準 | <p>処分の先例がなく、稀であり当分処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。</p> |
| 標準処理期間 | <p>許認可の性質上、行政庁の責めに属さない事情により審査に要する期間が変動するため。</p> |
| 設定年月日 | <p>平成17年10月1日（最終改正：令和2年4月1日）</p> |
| 申請時期 | <p>随時</p> |
| 申請方法 | <p>本庁4階建築課窓口への提出</p> |
| 備 考 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手数料：一件につき 160,000円 |

■ 建築基準法

(容積率)

第五十二条

1 4 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第一項から第九項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

一 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物

二 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物

根拠法令及び
関係法令等の抜粋